

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

新潟市教育委員会規則第4号

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会公印規則（昭和44年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち（1）の表 新潟市社会教育委員会議長印の項管理者の欄中「生涯学習センター所長」を「生涯学習推進課長」に改め、同項保管場所の欄中「生涯学習センター」を「生涯学習推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。